教務系事務部門中堅者向け講習会

2026年10月10日(土)
@名古屋大学東山キャンパス

合理的配慮をめぐる対話

― 理想と現実のあいだで、大学職員にできること ―

中京大学 教務センター 豊田オフィス
満田 清恵

自己紹介

大学職員としての歩み

2005年4月～
愛知教育大学（国立大学法人）にパートスタッフとして入職。キャリア支援課に配属（3年間の有期雇用）

2007年7月～
法人化後の人材活用の取り組みで実施された学内選考（所属長推薦）の第1期生として正職員に。法人運営企画課、教育創造開発機構運営課、秘書広報課、総務課、附属学校課（附属名古屋小学校・幼稚園担当）などを経験

2016年4月～
学校法人梅村学園 中京大学に入職。入試広報課（1年）、情報システム課（2年）、校友会・教育後援会事務センター（3年）を経て、2022年4月から教務センター（現職）

学外活動
- 名古屋SD研究会／大学教務実践研究会（2016年～）
- 文部科学省教育関係共同利用拠点事業 教職員能力開発拠点 専門人材（アカデミック・アドバイジング）認定者
- 日本アカデミック・アドバイジング協会会員

好きなもの、好きなこと：2匹の猫（みつ・はる）、家電の分解・清掃、モータースポーツ

本日の進め方

答えを持ち帰るのではなく、「問い」を持ち帰る （全体90分）

45分　0:00 – 0:45

考える枠組みをそろえる

- 合理的配慮の現在地
- なぜ対話が難しいのか
- アカデミック・アドバイジングという視点
- 対話を考える4つの視点

35分　0:45 – 1:20

ケースで対話を設計する

- ケース提示（Aさん）
- STEP 1 状況を分解する（5分）
- STEP 2・3 対話を設計する（20分）
- 「問い」を共有する（5分）

10分　1:20 – 1:30

持ち帰る

- 4つの視点で振り返る
- 大学職員にできること

今日、皆さんと考えたいこと

職員は、学生・教員・保証人の間をどのようにつなぎ、
それぞれとの対話にどう伴走できるだろうか

合理的配慮の現場にある「隔たり」

どれか一つが正しく、ほかが間違っているとは限らない

合理的配慮は「法的義務」に

2024年4月

改正障害者差別解消法の施行により、
私立大学を含め、合理的配慮の提供が**法的義務に**

ただし

合理的配慮は、一律の対応ではない

出典：文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」（2024）、障害者差別解消法改正

障害のある学生が学ぶことは、大学の日常へ

一部の担当者だけの「特殊な業務」ではなくなりつつある

59,377人
障害学生数

1.82%
全学生に占める割合

89.4%
障害学生が在籍する学校
（1,042校／全1,166校）

今後の大学には、制度理解だけでなく、
日常的な対話と調整の力が求められる。

出典：日本学生支援機構（JASSO）「令和7年度（2025年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」（令和7年5月1日現在。大学・短大・高専が対象）

合理的配慮は「メニュー」ではない

診断名から配慮内容が機械的に決まるわけではない

診断名 → この配慮 ×（自動的には決まらない）

学生の状況 × 社会的障壁 × 教育の目的 × 実現可能な方法

↓

「建設的対話」で、個別に検討する

同じ学生を見ていても、見えているものは違う

それぞれの立場の主張、見えているものは違う

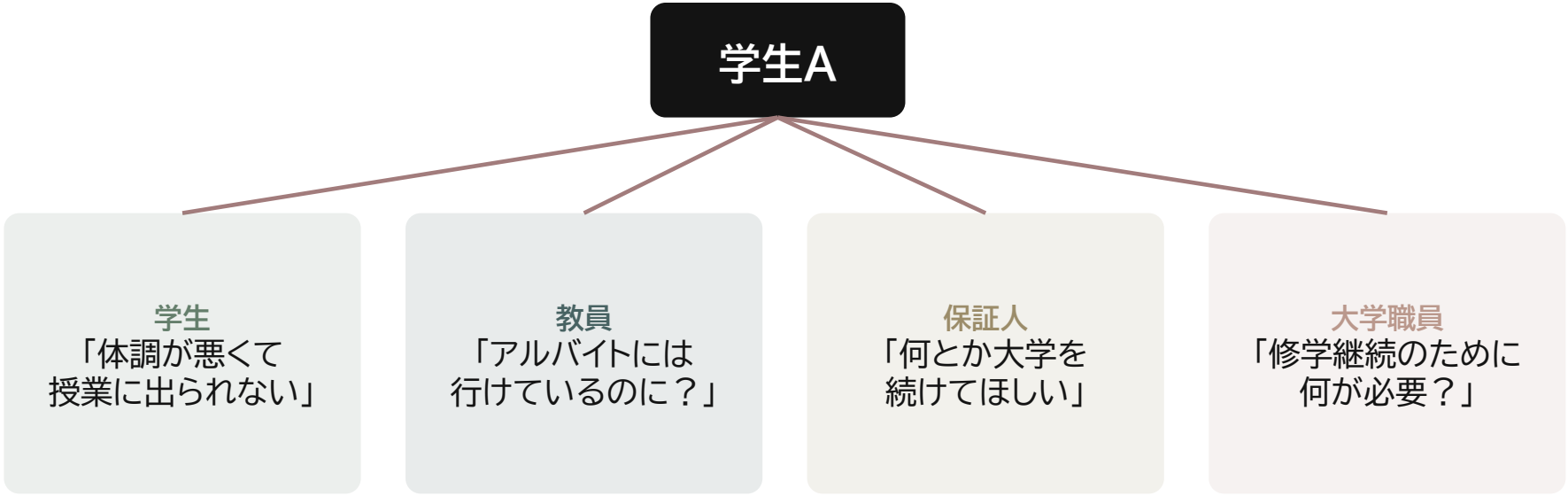

「見えている事実」は同じだろうか？

「事実」と「解釈」の間

解釈が悪いのではない。でも、解釈を「事実」にしない

FACT
確認できていること

「アルバイトには行っている」と本人から聞いている。

飛躍？

INTERPRETATION
そこから生まれる解釈

「アルバイトに行けるなら、授業にも出られるのでは？」

では、何を確認すればよいのだろう？

合理的配慮の「その先」へ

配慮を受けながら、自分の学びを調整できる学生へ

合理的配慮：学修へのアクセスを保障

アカデミック・アドバイジング：学生が自己決定できるよう支える

適切な配慮を受ける ▸ 学修へのアクセス ▸ 自己理解を深める ▸ 必要な支援を説明する ▸ 選択し、調整する ▸ **自分の学びをマネジメントする**

合理的配慮 × アカデミック・アドバイジング
＝ 学修へのアクセスと、学生の成長をともに支える

大学職員は、どこに立つのか

学生を中心に置きながら、
関係者それぞれとの対話に伴走し、必要な人・情報・制度をつなぐ

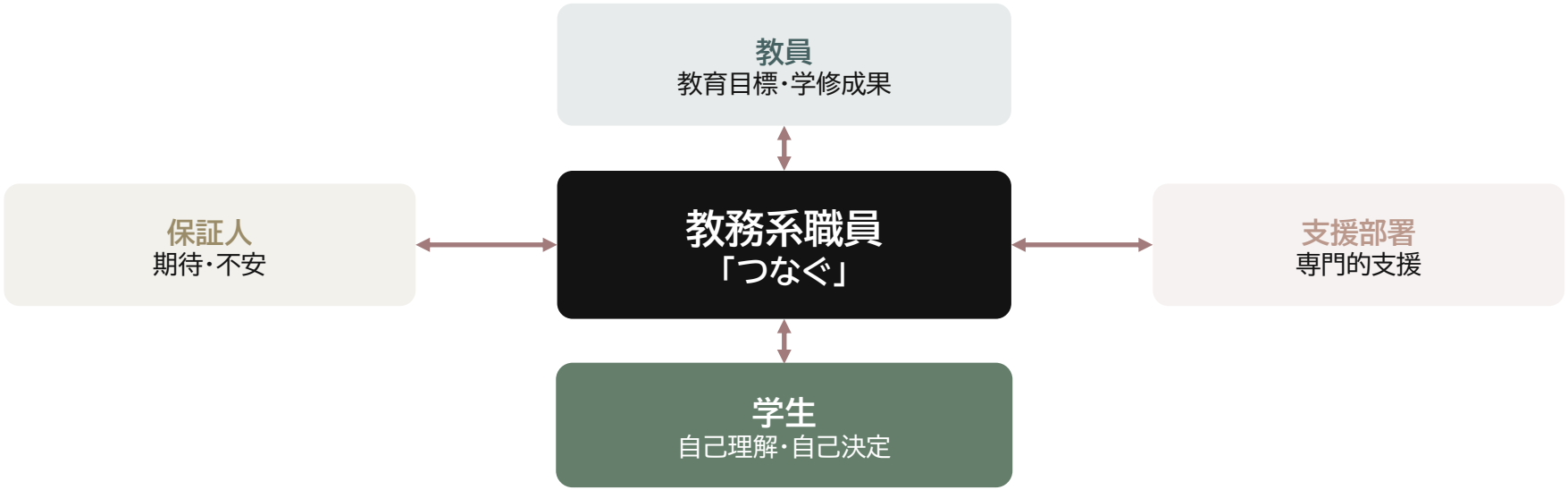

**それぞれの「答え」を代わりに出すのではなく、
それぞれが考え、対話できるよう伴走する**

対話を始めるための4つの視点

建設的対話を考えるための一つの試案

FACT
何が起きている？

NEED
何に困っている？

PURPOSE
何を実現したい？
守るべきは何？

OPTION
他にどんな
方法がある？

皆さんの実践経験から、足りない点や違和感も考えてみてください

CASE：XXXXXXX

実例をもとに加工した架空事例です

**「アルバイトには行けるのに、なぜ授業には出られないのだろう。
どこまで配慮することが、本人のためになるのだろう？」**

個人ワーク

STEP 1　課題を整理する

5分｜まずは状況を分解し整理する

① 分かっている事実は？

② 私たちが推測していることは？

③ まだ分からないことは？

④ Aさん・教員に何を尋ねたい？

「どうすればよいか」は、まだ考えません。

追加情報：保証人から相談がありました

状況の「見え方」は変わりましたか？

グループワーク

STEP 2・3　対話を設計する

20分｜関係者をどうつなぐか

誰と、どの順番で話す？

学生本人には
何を尋ねる？

教員には
何を確認する？

保証人には
何を伝える？

必要に応じて、支援部署につなぐことも考えてみましょう。

今、この時点で提案できる「次の一歩」は何でしょう？

皆さんは、どんな「問い」を考えましたか？

10分｜解決策ではなく、問いの意図を共有する

Aさんに尋ねたい
「問い」を一つ

教員に尋ねたい
「問い」を一つ

その質問によって、何を知ろうとしていますか？

もう一度、4つの視点から

FACT ｜ 実際には何が起きている？

NEED ｜ Aさんは何に困っている？

PURPOSE ｜ それぞれ何を実現／維持したい？

OPTION ｜ 二者択一以外の方法は？

「できる／できない」を決める前に、
異なる立場から見えているものを、対話によって確かめる。

理想と現実の「あいだ」で、大学職員にできること

法的責任
合理的配慮を提供する

教育的責任
学生の学びと成長を支える

支援的責任
修学継続を支える

組織的責任
持続可能な大学運営

学生について決めるのではなく、
学生とともに考える。

明日、学生や教員から相談を受けたとき、
あなたならどんな「問い」から対話を始めますか？

参考文献・参考資料

- 名古屋大学高等教育研究センター（2007）「大学生の学習・発達を支える教務学生担当職員」名古屋大学高等教育研究センター
- 大山泰宏（2024）「高等教育論からみた学生支援」名古屋大学高等教育研究センター第218回招聘セミナー・第8回学生支援担当者講習会
- 清水栄子（2024）「スチューデントサクセスを支えるアカデミック・アドバイジング」『大学時報』pp.80-87
- 木村弘志（2023）「大学職員による「上手な」学生対応業務の遂行」『大学教育学会誌』第45巻第2号、pp.59-68
- エドガー・H・シャイン著、金井壽宏監訳、金井真弓訳（2009）『人を助けるとはどういうことか 本当の「協力関係」をつくる7つの原則』英治出版
- 山下由美（2019）『クレーム対応 最強の話し方』ダイヤモンド社／谷厚志（2018）『超一流のクレーム対応』日本実業出版社
- 金井壽宏・楠見孝 編（2012）『実践知：エキスパートの知性』有斐閣／小野善生（2013）『リーダーシップ理論集中講義』日本実業出版
- 日本サーバント・リーダーシップ協会 https://www.servantleader.jp/
- JAAA（日本アカデミック・アドバイジング協会） https://academic-advising.jp/
- 文部科学省（2024）「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」
- 日本学生支援機構（2026）「令和7年度（2025年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」
- 内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」等
- 清水栄子・中井俊樹 編（2022）『大学の学修支援Q&A』玉川大学出版部
- 中井俊樹・宮林常崇 編（2023）『大学の教務Q&A 第2版』玉川大学出版部
- 高橋知音 編著（2016）『発達障害のある大学生への支援』金子書房